



広報

いこしわ

2月1日

平成14年(2002)

毎月1日・発行

第374号



みんなで楽しくそり遊び

(1月7日文化センター中庭で遊ぶ熊倉児童クラブの子供たち)

Main Contents

〈主な内容〉

- 長久保工業団地に有機野菜加工場 2~3
- 成人の門出を祝福 4~5
- 議会報告 6~7
- 村職員の給与状況 10

有機野菜加工工場

”無農薬の医食品“を供給する

天然型アグリバイオ工場

宝酒造株式会社（本社・京都市）は、平成十五年の生産開始を目指し、長久保工業団地（鶴生地区）に、「医食品用の野菜類」の生産場と有機野菜の加工工場を建設します。

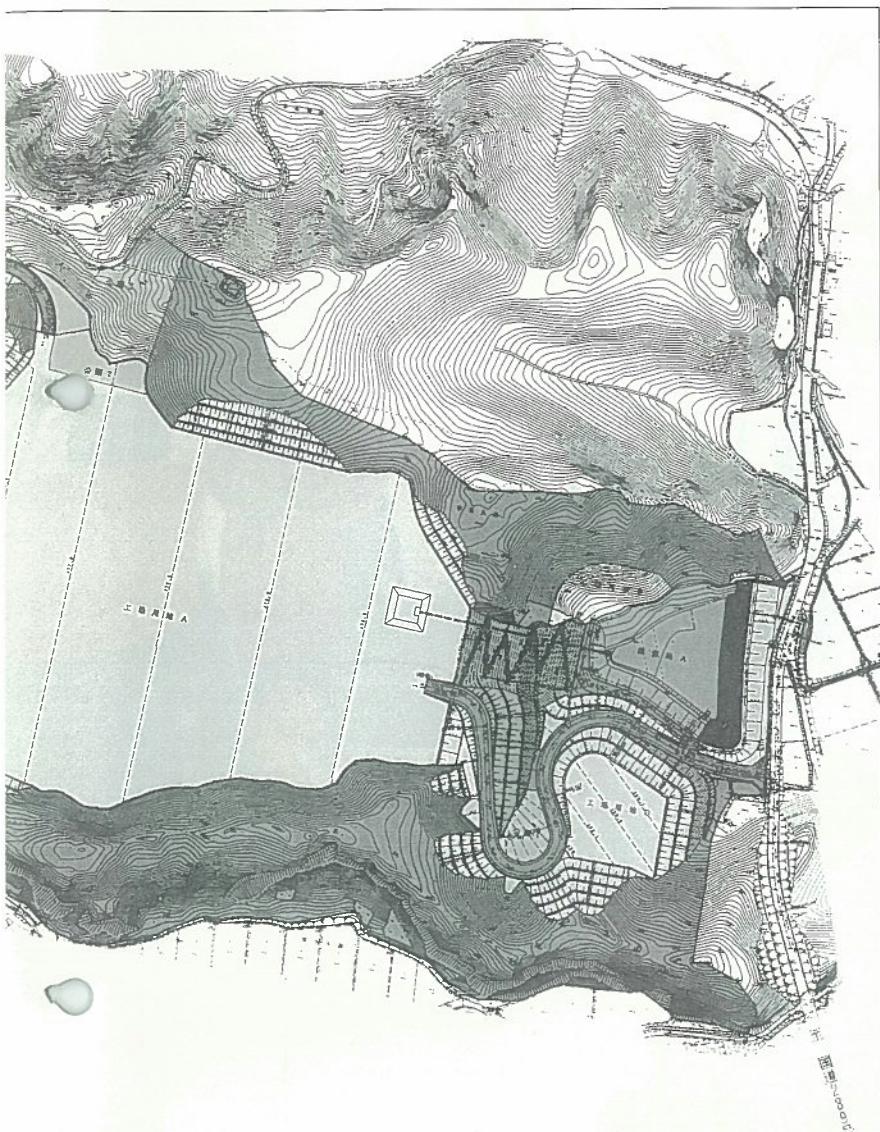
西郷村の冷涼な気候が有機栽培に適していることや、工場から首都圏へのアクセスが良いことなどから、今回の工場建設となりました。

宝酒造（株）では当初、「森の里工場構想」により、焼酎や清酒の製造を中心とした工場の建設を計画していましたが、長引く不況等により消費が低迷し、現段階では投資で見る状態でないため、計画を見直しました。

そこで、バイオ部門の研究、生産では日本のトップメーカーである同社は、工業団地が周辺の農地から離れた位置にあること、気候が冷涼であることから有機栽培に非常に適した土地と判断、西郷村をアグリバイオの拠点とすることに決定しました。

今回工場が建設される長久保工業団地は、村が平成十五年五月から造成工事を行い平成十二年七月に、同社に売り渡したもので、敷地の面積は、約四十四ヘクタールです。

計画では、ビニールハウス型温室を百五十基建設し、有機野菜の栽培に使用します。総栽培面積は約八万平方メートルです。また、建築面積が約千五百平方メートルの野菜汁加工工場を建設する予定です。



長久保工業団地に



▲明日葉

セリ科の大型多年草で、伊豆諸島を中心とした太平洋岸に自生する日本固有の植物。関東地方では食用にされ、特に八丈島では不老長寿の靈薬として広く用いられている。民間薬としても用いられた経緯があり、その効用には、便秘、利尿、高血圧、貧血、疲労回復、食欲増進、勢力増強などがある。さらに、黄色汁が虫刺され、水虫、皮膚のかゆみに有効とされている。

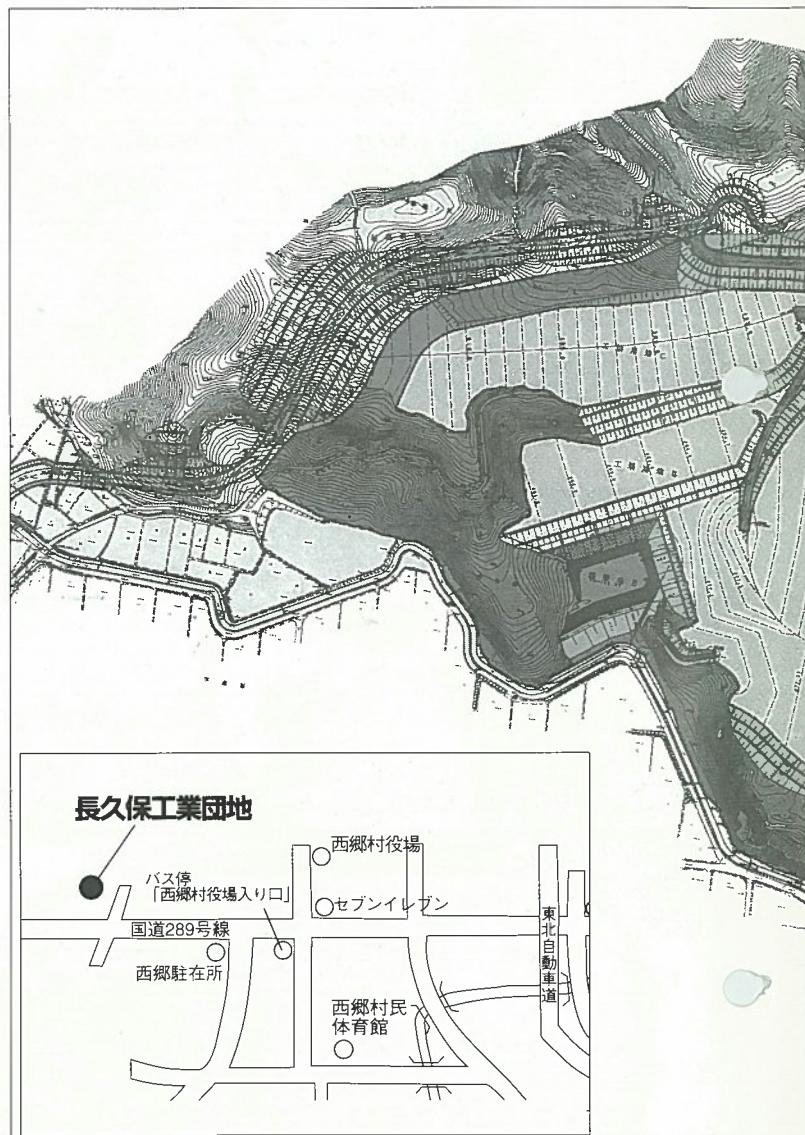
◇有機野菜

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、種まき又は植えつけ前2年以上（多年生生物にあっては、最初の収穫前3年以上）の間、堆肥などによる土づくりを行ったほ場において生産された農産物。

◇アグリバイオ工場

堆肥完熟菌などの微生物を利用して、健康保持に役立つ有効な機能性成分を高濃度に含む有機野菜を、無農薬で栽培、生産する工場。

当初ビニールハウスでは、無農薬食品として日本農林規格（JAS）の有機認証を受けた、「明日葉」（あしたば）を栽培し、年間最大生産量は千三百トンを予定しています。これらは、野菜汁（ジュース）に加工し販売する計画です。生産される「明日葉」には、末梢神経障害の予防、治療に効果が期待される神經成長因子の「生体内での產生を促す物質」を大量に含んでいます。また、将来は、他の有機野菜の栽培、加工も検討しています。



出を祝徳

夢と希望を胸に、晴れて大人の仲間入り

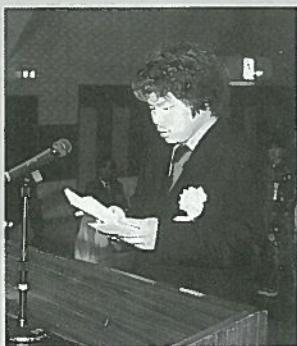


成人証書と記念品を受ける真船尚さん（左）と高久朋美さん（右）



本日成人の式典が挙行され
私たち成人の門出を祝福く
ださいました方々に心より
感謝申し上げます。

先程、村長さん、教育長さ
んはじめ、ご来賓の皆様よ
り賜りました、意義深いご
訓辞と数々の激励のお言葉
を胸に刻み、自己をさらに
研鑽いたします。今後は責
任の重大さをしっかりと自
覚し、何事にも最善の努力
を惜しまぬ社会人になるこ
とをお誓いいたします。



誓いの言葉

成人者
代表 佐藤功一

平成十三年度成人式が一月十四日、村文化センターにおいて行われまし
た。式では、国歌斉唱の後、菊地村長から新成人を代表して真船尚さんと
高久朋美さんに、成人証書と記念品がそれぞれ贈られました。

また、中学時代の恩師九名からのビデオレターが上映されると会場内は
歓声に包まれました。なお、村内の成人は二百七十人（男性百四十七人・
女性百二十三人で、式には、百九十六人が出席）で晴れの門出を迎えまし
た。

成 人 門



佐藤
美和さん



親の「ありがたみ」
がわかつてきたので親
孝行したいです。何事
もNo.1ですね！

成人者としての自覚
を持ち、これからも後
輩たちの見本となる
よう頑張りたい。

斎藤
孝蔵さん



大人として身近なも
のにも関心を持ち、社
会に貢献したいです。

大人としての自覚を
持つて、社会の役に立
てるようになりたい。

小豆畠隆則さん



大石
愛さん



十九議案が原案のとおり可決される

平成十三年第四回西郷村議会定例会は、平成十三年十二月二十一日から十九日までの八日間を会期として開かれ条例の改正、平成十三年度補正予算など十九議案が原案どおり可決承認されました。可決された主な議案の内容についてお知らせします。

可決・承認された議案

▽西郷村道路線の認定について
地域住民の生活に密着した道路であり、村道として管理をする必要があるため、村道に認定しようとするものです。

▽議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

▽企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

▽牛海綿状脳症（BSE）に伴う畜産農家支援に関する意見書の提出について

▽西郷村教育委員会委員の任命について
西郷村教育委員会委員、荒谷幸作氏が平成十三年十二月二十一日をもって任期満了となるが、再度、委員として任命したいため議会の同意を求めるものです。



▲今回村道に認定された原中8号線



満了となるが、再度、委員として任命したいため議会の同意を求めるものです。

▽高規格幹線道路網の整備促進に関する意見書の提出について
政府における高規格幹線道路網の整備の見直しに当たっては、地域の実情、路線の社会的効果などを考慮し、国責任において着実に推進する事を強く要望するため意見書を提出するものです。

▽平成十三年度補正予算
一般会計、特別会計、企業会計予算はそれぞれのとおりとなりました。

▽平成十三年度補正予算
一般会計、特別会計、企業会計予算はそれぞれのとおりとなりました。

会 計	補 正 額	総 額
一 般 会 計	84,222千円	6,954,298千円
國民健康保健特別会計	13,097千円	1,236,601千円
老人保健特別会計	△50,326千円	1,301,724千円
土地造成事業特別会計	1,000千円	3,542千円
公共下水道事業特別会計	△241千円	1,103,345千円
農業集落排水事業特別会計	△164,797千円	513,316千円
介護保険事業特別会計	24,957千円	671,994千円
介護サービス事業特別会計	△4,583千円	86,335千円

請願・陳情

会計	計	補正額	総額
工業用水道事業会計	収益的収入	33,443千円	175,518千円
	収益的支出	33,443千円	175,518千円
	資本的収入	△81,300千円	467,200千円
	資本的支出	△83,682千円	499,923千円

資本収入額が資本的支出額に対して不足する額32,723千円は過年度分損益勘定留保資金32,723千円で補填するものとする。

会計	計	補正額	総額
水道事業会計	収益的収入	△95,485千円	434,569千円
	収益的支出	△95,485千円	434,569千円
	資本的収入	△356千円	76,144千円
	資本的支出	3,441千円	181,415千円

資本収入額が資本的支出額に対して不足する額3,797千円は当年度分損益勘定留保資金3,797千円で補填するものとする。

採択となつた請願・陳情

▽健保本人三割負担、高齢者二割負担などの患者負担引き上げの中止を求める請願書

- 一、一方的なリストラによる新たな失業者をつくる策を確立すること。
- 二、医療・福祉・介護・教育・消防など国民生活に不可決な分野での雇用拡大を図ること。
- 三、雇用保険の抜本的な拡充を図ること。

- 一、健保本人の三割負担を行わないこと。
- 二、七十～七十四歳の負担を二倍にするなど高齢者の負担引き上げを行わないこと。

- 三、医療保険の保険料の引き上げをやめること。

- 四、高齢者医療制度の対象年齢の引き上げをやめること。

▽介護保険の改善と国の財政措置を求める請願書

- 一、六十五歳以上の介護保険料の満額徴収をやめ、当面九月以前の半額徴収に戻すこと。
- 二、低所得者などの保険料利用料を免除・軽減すること。

▽教育関係予算に関する陳情

などを早急に増やすこと。

▽国に対して「抜本的な雇用対策の実施を求める意見書」の提出を求める請願

- 一、「食料・農業・農業基本法」の施策の充実強化ならびにWTO交渉における「新たな貿易ルール」確立を求める陳情書
- 二、WTO交渉における「新たな貿易ルール」確立に対する請願
- 三、西郷村中小企業経営合理化資金融資制度の一部利子補給に関する陳情書
- 四、川谷保育園移転新築に関する陳情書

一、通学路の整備・改善二、学校週五日制への対応三、新教育課程完全実施への対応

教育委員会委員長に荒谷幸作氏再任

の対応

▽「食料・農業・農業基本法」の施策の充実強化ならびにWTO交渉における「新たな貿易ルール」確立を求める陳情書

- 一、「食料・農業・農業基本法」の施策の充実強化を図ること。
- 二、WTO交渉における「新たな貿易ルール」確立に向け日本政府が重点課題として交渉に臨むべき事項。
- 三、西郷村中小企業経営合理化資金融資制度の一部利子補給に関する陳情書
- 四、川谷保育園移転新築に関する陳情書

教育委員会委員長にこのほど、荒谷幸作氏が再任されました。荒谷氏は、平成五年十二月に教育委員に任命され、平成八年十月から教育委員会委員長に就任しました。先の十二月定例議会において、任命の同意を得て、十二月二十日に開かれた教育委員会で委員長に再任されました。

- 一、内閣府暫定措置について表に関する発動されたセーフガード暫定措置は期限切れとなり、何ら輸入抑制措置が講じられないまま輸入急増と価格下落という危機に直面している。本県の野菜産地が持続的に发展するため、直ちにセーフガード本格発動するよう西郷村中小企業経営合理化資金融資制度の一部利子補給して頂きたい。
- 二、川谷保育園移転新築に関する陳情書
- 三、施設やホームヘルパー

就任のごあいさつ



不登校の子供が出ない、校内暴力が起きない、教育環境の充実を図るため全力を尽くす所存ですので、ご支援とご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

Photo Line



3県の魅力を写真に

(12月17日～23日)

FIT（福島・茨城・栃木）地域の観光スポットで、秋の風景を題材としたフォトコンテストの入賞作品73点の展示会がジャスコ白河西郷店で開かれました。FIT地域交流事業実行委員会の主催で「3県の交流とPR」などを目的に行われ、作品の中には紅葉の雪割橋・新甲子、西の郷遊歩道などもあり訪れた人々の目を楽しませていました。



一足早いクリスマス

(12月21日)

授産施設「甲子の里希望の家」のクリスマス会が、入所者、父兄ら約100名が参加し、ホテルサンルート白河で開かれました。小野崎施設長らの挨拶後、入所者8人が「小さな世界」「エーデルワイス」のハンドベル演奏を発表し、大きな拍手が送られました。また、職員による劇やマジックショーなども披露されました。最後にサンタクロースからプレゼントが配られ、一足早いクリスマス気分にひたりながら、楽しいひとときを過ごしました。



今年1年の防火を誓う

(1月6日)

村消防団の出初め式が、熊倉小学校校庭で団員約200人が参加し行われました。式では統監の菊地村長が「今年も村民の負託にこたえてもらいたい」と訓示、徳田団長が「有事に備え、日ごろから予防消防に万全を期してほしい」と挨拶しました。式後、統監らが団員の通常点検、機械器具を点検し、規律訓練を行い、高い士気を示しました。なお、村の平成13年中の火災発生件数は、前年度と比較して11件から6件に減少しました。

これからの子育てを学ぶ

(1月10日)

子供が心身共に健やかに成長することを願い、両親への支援を目的とした「パパとママの子育て講座」が保健福祉センターで行われました。この日は、2ヶ月児の乳児を持つ両親を対象に、鈴木公子主任児童委員による子育てにおける両親の役割や、しつけ、教育などの講話があり、参加した25組の両親は、熱心にメモを取りながら聞き入っていました。



飛躍へ高らかに乾杯 西郷村民新年会

(1月12日)

村民新年会が、ザ・グリーンブライヤーで村民176名が参加して開かれました。琴の演奏で参加者を迎える式では菊地村長が「20世紀に蒔いた種が、着実に成長し、新しい世紀で様々に花開こうとしており、今後も対話の村政を推し進めていく」と挨拶しました。来賓祝辞に続いて鏡開きが行われ、佐藤村議会議長の音頭で乾杯し、祝宴に入りました。アトラクションとして、祝謡や踊り、尺八などが演奏され新年を祝いながら歓談していました。



玉ぐしをささげ、無事故を祈願

(1月18日)

村交通安全祈願祭が、鹿島神社で菊地村長をはじめ、佐藤村議会議長、交通安全関係者ら11名が出席して行われました。式ではおはらいを受けた後、玉ぐしをささげ、今年1年の無事故を祈りました。引き続き、白河警察署を訪れ、村民6,862名から集めた、飲酒運転者追放署名簿が高萩署長に菊地村長から手渡されました。



公表します

給与状況

村職員の給与・定員管理等については、村議会における給与条例、予算等の審議を通じて明らかにされていいるところですが、村民の皆さんに御理解と御協力をいただけますよう、給与・定員管理等について公表を行っています。



◇人件費の状況

【表1】平成12年度人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末 13.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 11年度の人件費率
12年度	18,677人	6,833,452千円	253,419千円	1,628,623千円	23.8%	17.2%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

【表2】一般職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他手当	計(B)	
13年度	168人	693,259千円	304,095千円	115,659千円	1,113,013千円	6,625千円

(注) 1 給与費は平成13年度当初予算に計上された額です。

2 その他手当には退職手当は含みません。

【表3】職員の平均給与

月額と平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
361,800円	43.8歳

【表4】特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等		期末手当
村長 助役 収入役 教育長	給 料	829,000円	(支給割合)
		641,000円	6ヶ月期 1.45月分
		601,000円	12ヶ月期 1.60月分
		585,000円	3ヶ月期 0.55月分
議長 副議長 議員	報 酬	330,000円	計 3.60月分
		264,000円	
		240,000円	

【表5】一般行政職の級別職員数の状況（平成13年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	主事	主査	係長	課長補佐	課長	参事	
職員数	3人	9人	13人	9人	30人	44人	13人	3人	124人
構成比	2.4%	7.3%	10.5%	7.3%	24.2%	35.4%	10.5%	2.4%	100%

(注) 1 本村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

【表6】職員の初任給・学歴別経験年数別平均給料月額の状況

区分	初任給	採用2年経過日 給料月額	経験年数		
			10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	174,400円	194,700円	308,000円	358,200円
	高校卒	141,000円	151,000円	243,200円	338,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

【表7】職員手当の状況

区分	国			本 村
期末勤勉手当	(支給割合) 期末手当 6月期 1.45月分 12月期 1.60月分 3月期 0.55月分 計 3.60月分	勤勉手当 0.60月分 0.55月分 1.15月分	国と同じ	
	職制上の階段、職務の級などによる加算措置 有り			
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続30年 47.5月分 62.7月分 最高限度額 60.0月分 62.7月分 その他の加算額 (定年前早期退職特別措置2~20%加算) 退職時特別昇給1号	国と同じ		
	退職時特別昇給1号(勤奨退職時2号)			
	区分		全職種	
時間外手当	平成12年度	支給総額	70,507千円	
		1人当たり支給年額	425千円	
	支給要件		手当額(月額)	
扶養手当	次に掲げる人で他に生計の途がなく、 主としてその職員の扶養を受けている人 <ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者 ◆満22歳の年度末までの子、孫 ◆満22歳の年度末までの弟、妹 ◆60歳以上の父母、祖父母 ◆重度心身障害者 		◆配偶者 16,000円 ◆扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 ◆扶養親族である配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ◆配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ◆2人目の扶養親族 6,000円 ◆その他の1人 3,000円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算) 5,000円	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (借家) ◆自宅を所有している職員 (自宅) 		◆借家 100円~27,000円 ◆自宅 3,500円	
通勤手当	通常距離が2km以上になる職員で交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用している職員		2,200円~51,000円(51,000円を超える額についてはその額と51,000円との差額の2分の1を加算した額)	

◇定員管理の状況

【表8】定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の内訳

(各年4月1日現在)

部門	区分	平成11年 計画前年	平成12年 1年目	平成13年 2年目	平成14年 ~20年計	手法(事由)の概要
一般行政部会 議会 統務	増員		4	0	4	
	減員		3	0	4	
	差引		1	0	0	
	職員数	35	36	36	36	
一般行政部会 税務	増員		2	0	0	
	減員		0	0	1	
	差引		2	0	△1	
	職員数	10	12	12	11	
一般行政部会 民生衛生	増員		2	0	4	
	減員		0	7	0	
	差引		2	△7	4	
	職員数	49	51	44	48	
一般行政部会 労働農林水産商工	増員		1	0	1	
	減員		2	2	2	
	差引		△1	△2	△1	
	職員数	21	20	18	17	
一般行政部会 土木	増員		0	1	0	
	減員		2	0	5	
	差引		△2	1	△5	
	職員数	18	16	17	12	
一般行政計	増員		9	1	9	
	減員		7	9	12	
	差引		2	△8	△3	
	職員数	133	135	127	124	
特別行政 教育	増員		1	1	6	
	減員		0	0	8	
	差引		1	1	△2	
	職員数	38	39	40	38	
公営企業等 水道下水道その他	増員		0	5	0	
	減員		2	0	0	
	差引		△2	5	0	
	職員数	21	19	24	24	
総合計	増員		10	7	15	
	減員		9	9	20	
	差引		1	△2	△5	
	職員数	192	193	191	186	

◇定員適正化計画の数値目標等

■定員適正化目標（数・率）

平成12年度から20年度までの9年間で、これまでの定員管理の実績、将来の行政需要、従来事務の現状等を勘案して、総職員数において6名（3.1%）の減員を図る。

■定員適正化手法の概要

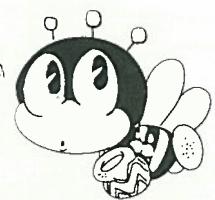
- (1)組織・機構改革 行政需要に対応した組織・機構改革を行う。
- (2)人員の適正配置 従来の事務を見直し、適正な人員の配置を行う。
- (3)サンセット方式 期限の定められた事業、一遍的な事業については事業終了時の自動的なスクラップを原則とする。
- (4)OA化の推進 庁内のOA化を推進し事務の省力化を図る。施設管理部門等のうち委託できるものについては積極的に委託する。
- (5)民間委託等 職員の能力開発を積極的に行い、公務能率の向上を図る。

※各表に用いている数値は、平成13年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査・定員管理調査」を基にしたもの。

【表9】部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	平成12年	平成13年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政	議会	3	0	
	総務	33	33	0
	税務	12	12	0
	民生	41	34	△7
	衛生	10	10	0
	労働	—	—	
	農林水産	15	14	△1
	商工	5	4	△1
	土木	16	17	1
	小計	135	127	△8
行政特別	教育	39	40	1
	小計	39	40	1
等公営企業会社	水道	8	8	0
	下水道	8	8	0
	その他	3	8	5
	小計	19	24	5
合計		193	191	△2

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。



関根遺跡試掘調査報告書



▲発見された縄文土器

平成十四年度より施工される熊倉地区ほ場整備事業に先立ち、事業地区内に所存する関根遺跡の試掘調査を行いました。現在整理作業を行っていますが、その成果の一部を報告します。

一つは今から五千年前から三千年前の縄文時代中期から晩期で、今回の調査では

住居やお墓などの明確な遺構は確認できませんでしたが、縄文土器や石器を多量に含む「遺物包含層」を何か所も確認しました。その中には上の写真のような高さ七十センチもある土器もあります。

もう一つの時代は今から千三百年前の奈良・平安時代で、堅穴住居を二軒確認しました。一つはカマドを伴う住居でカマドの周辺には煮炊きをするために使つた甕が出土しています。右

が、縄文土器や石器を多量に含む「遺物包含層」を何か所も確認しました。その中には上の写真のような高さ七十センチもある土器もあります。

この時代の人々の主食は既に米になっています。しかし、当時の米の調理法はカマドに水を入れた甕を置き、その上に底に穴があいた甕に米を入れ、甕の水の蒸気によって「蒸し」



▲堅穴住居内のカマド

もう一軒は住居といふよりは作業場と思われ、古い羽口や「鐵滓」等が出土地してます。「鐵滓」とは製鉄をする際に原料の鉱石から鉄分を取り出した際に残るかすで、住居の中には火を使つた炉のような場所もあるため、自分たちが農作業で使う鍬先などを作つていたのかもしれません。

西郷村役場 ☎25-1111

飲もう牛乳！ 食べよう牛肉！

—県産牛肉は安心して食べられます—

国 税 だ より

仙台国税局・税務署

◎ 所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成13年分の所得税の確定申告は、平成14年2月16日（土）から3月15日（金）までです（税務署の窓口での受付は2月18日（月）からとなります）。期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになります。申告書は自分で書いて、できるだけお早めに郵送で提出してください。

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、本来の税金だけでなく、加算税や滞税率も納めなければならないことになります。

自分の所得の状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さん御自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

また、平成13年分の所得税についても、原則として20%の定率減税（最高25万円）が適用されます。

タックスアンサーのコード番号は、[2020]（確定申告）です。

仙台国税局ホームページアドレス

<http://www.sendai.nta.go.jp/>

平成14年村民新年会収支決算報告書

（西郷村・村議会・村教育委員会・村商工会）

村民新年会の収支決算を次のとおり報告します。

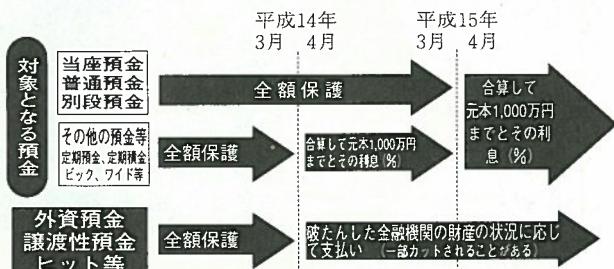
[参加人数	176人]
収 入（会費及び寸志等）	573,615円
支 出（飲食費）	573,615円
差引残高	0円

預金の保護の範囲が 変わることをご存知ですか。

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金等の元本1,000万円までとその利息は、来年4月以降も保護されます。

また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。

万が一金融機関が破たんした場合の 預金等の保護の範囲はこうなります



(注) 預金等全額保護の特例措置については、平成14年3月31日までに救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

1,000万円以下の預金は全額保護されています。

また、1,000万円を超える預金についても、預金者が受け取れるのは1,000万円だけではありません。

●1,000万円とその利息は、あくまで最低保障です。

(※) 元本1,000万円までとその利息を超える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

●万一の破たんの際に皆さんのが迅速に預金の払戻しが受けられるよう金融機関に名寄せのためのデータ整備が義務づけられています。

このため、金融機関から法人の設立年月日、個人の生年月日等の照会が行われることがありますのでご協力をお願いします。

●もっと詳しく知りたい方は、金融機関の窓口等にお問い合わせいただくな、金融庁、預金保険機構、金融広報中央委員会のホームページをご参照ください。

金 融 庁

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

TEL 03-3506-6000

<http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルディング内

TEL 03-3212-6029

<http://www.dic.go.jp/>

金融広報中央委員会

（事務局 日本銀行情報サービス局）

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

TEL 03-3279-1111

<http://www.saveinfo.or.jp/>

INFORMATION

住宅のバリアフリー化を推進します

高齢になると、室内や廊下の段差につまずいて転がをするのではないか、手すりのないお風呂やトイレで苦労するのではないかなどの住まいに関する不安が生じてきます。ここでは、住宅のバリアフリー化を進めるための取組みや工夫を紹介します。

住宅のバリアフリー化の必要性

*急速な高齢化

我が国では、欧米諸国の2～4倍と、世界でも例を見ない速度で高齢化が進展しています。2015年には国民の4人に一人が高齢者となり、本格的な高齢社会に突入すると見込まれています。

また、世帯構造でも、全世帯の四割が高齢者を含む世帯となるとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が大幅に増加し、全世帯の2割に達すると見込まれています。

*バリアフリー化の遅れ

高齢者の居住の状況は、9割が在宅であるにも関わらず、

- ・手すりの設置
- ・段差の解消
- ・車椅子の通れる広い廊下幅の確保

といった基本的なバリアフリー化がなされた住宅は、全住宅の約3%しかなく、住宅のバリアフリー化は遅れている状況にあります。

平成10年の統計によると、住宅に関わる高齢者の事故死は、約4,400人で、これは高齢者の交通事故死の人数に匹敵するほどとなっており、住宅のバリアフリー化は重要な課題となっています。

住宅のバリアフリー化を進めるために

*持家のバリアフリー化

高齢者自身が、持家をバリアフリーリフォームする場合、生存時のローンの返済を軽くする住宅金融公庫の特別な融資制度（高齢者向け返済特例制度）があります。

この制度を利用すれば、生存時は利子のみを返済し、死亡時に住宅資産などを活用して、元金を一括償還することができます。また、この融資に係る債務については、高齢者居住支援センターによる債務保証を受けることとなります。

*賃貸住宅のバリアフリー化

バリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）を建設したり、既存の住宅を高齢者向け優良賃貸住宅とするためにバリアフリーリフォームする場合に、国や地方公共団体から補助金や税制上の優遇措置を受けることができます。

また、賃貸人が低所得の高齢者世帯に対して家賃の減額を行った場合には、その費用についても補助を受けることができます。

福島県土木部建築住宅課企画調査係
☎ 024-521-7520

税の申告はお早めに

申告相談期間は、

2月13日(水)～3月15日(金)

【申告の必要な人】

- 平成14年1月1日現在、村内に居住していて平成13年に所得があった人。
- 農業、営業、不動産、その他事業所得のあった人。
- 給与収入だけの人で、会社等から村に給与支払報告書が提出されている人は、申告の必要はありません。
ただし、年の途中で退職したり、パート等で給与収入のあった人、または、会社等から給与支払報告書の出でていない人は、源泉徴収票を持参の上、申告してください。
- 国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。（申告をしないと無収入であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります。）
- 申告相談の案内通知書が送付されない人でも前述に該当する人は、申告が必要です。
- 所得税の確定申告書を税務署に提出された人は、この住民税の申告は必要ありません。
なお、税務署から申告書が送付された場合は税務署での申告になります。（税務署の申告書は、自分で書いて、郵送もできます。）

【申告に持参する主なもの】

- 通知書、印鑑、申告者の金融機関の通帳及び通帳印、源泉徴収票、恩給や年金の源泉徴収票、営業所得等のある人は帳簿などの他、収入の証明できる書類
- 生命保険料、損害保険料、個人年金保険料、医療費などの支払証明書や領収書など、支出の証明できる書類
- 農業標準で申告の人は、農産物の販売明細書、その他必要と思われる農業に関する収入金明細書及び経費明細書
- 身体に障害のある人は、身体障害者手帳をお持ち下さい。

【申告相談の日時と会場】

- 申告相談の日時と会場は、個人宛に通知しますが、都合により指定された日時に来られない人や個人通知されない人で申告相談を受ける人は、下記日程表のうち、都合の良い日にお越し下さい。

月　　日	申告相談業種	会場
2月13日(水)～2月14日(木)	年金受給者及び一般の雑所得のある人	役場庁舎前会議室(第1会議室)
2月15日(金)～3月5日(火)	農業所得のある人 (農業所得とそれ以外の所得のある人)	内線四五〇
3月6日(水)～3月7日(木)	給与所得のある人、転入した人、その他の人	
3月8日(金)～3月12日(火)	営業所得者	
3月13日(水)～3月15日(金) (土、日、祝日を除く)	不動産所得のある人、その他の事業所得のある人	

【お問い合わせ】

税務課賦課係 (内線252・253)

INFORMATION

法務局の不動産登記事務が コンピュータ処理

福島地方法務局白河支局では、「平成14年2月12日」から下記市町村の不動産登記事務について、コンピュータ処理することとなります。

記

白河市

西白河郡全町村（矢吹町、泉崎村、表郷村、大信村、中島村、西郷村、東村）

コンピュータ処理になると次のとおり変わります。
(これまでの処理)

- 1 不動産登記簿の謄本・抄本
- 2 不動産登記簿の閲覧

(コンピュータ処理)

登記事項証明書

登記事項要約書

東白川郡の不動産のコンピューター処理は、平成14年4月下旬頃からとなる予定です。

問い合わせ先 福島地方法務局白河支局

☎ 0248-22-1201

歯科医師会休日当番医

2.3	青村歯科医院	(白河市) ☎ 24-0671
2.10	赤沼歯科医院	(泉崎村) ☎ 53-2004
2.11	安部歯科医院	(白河市) ☎ 23-1123
2.17	大栄歯科クリニック	(白河市) ☎ 22-2833
2.24	五十嵐歯科医院	(白河市) ☎ 23-3473

固定資産課税台帳縦覧のお知らせ

地方税法第415条の規定により、固定資産課税台帳を下記のとおり縦覧いたします。

※縦覧の期間

平成14年3月1日(金)～平成14年3月20日(水)
(ただし、土曜日・日曜日・祝祭日は除きます。)

※縦覧の場所

西郷村税務課

※縦覧の時間

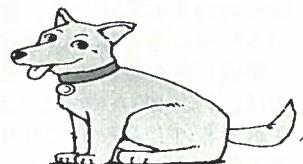
午前8時30分～午後5時

※問い合わせ先

税務課固定資産係(内線254)

愛犬をつないでおいてください。

最近犬を飼うご家庭が増えるにしたがい、犬による事故が増加しております。



日頃の管理には十分注意いただいていると思われますが、首輪や鎖などの点検も含めて、危険防止のため愛犬を確実につながれますようお願いします。

なお、つなぎ場所は、玄関先やメーター器の下を避けて下さいますよう併せてお願ひいたします。

東北電力(株)白河営業所 ☎ 0248-23-3131
西郷村水道事業所 内線273

● 善意
ありがとうございました。

◎西郷村に寄付された方をご紹介します。
▼山縣民敏さん 【東京都】
(十一月二十二日、老人医療のために)
一、〇〇〇、〇〇〇円
◎西郷村社会福祉協議会に寄せられた方々をご紹介します。
▼大倉敏治さん 【虫笠】
(十二月二十日、故大倉ハル氏の遺志として)
一、〇〇〇、〇〇〇円
▼大倉敏治さん 【虫笠】
(十二月二十日、故大倉ハル氏の遺志として)
一、〇〇〇、〇〇〇円
▼小野崎敬一さん 【上野原下】
(十二月二十一日、社会福祉事業のために)
五〇、〇〇〇円
▼長尾良二さん 【下新田】
(十二月二十七日、社会福祉事業のために)
五、八七七円
▼中村義一さん 【黒川】
(一月九日、故中村マサ氏の遺志として)
三〇、〇〇〇円
▼秋山登さん 【折戸】
(一月十日、故秋山ハツ子氏の遺志として)
一〇〇、〇〇〇円
▼今井康さん 【米】
(一月十五日、故今井真澄氏の遺志として)
一〇〇、〇〇〇円

▼飲食「風車」 菊地一江さん
(十二月二十七日、社会福祉事業のために)
三、七二〇円
▼長尾良二さん 【下新田】
(十二月二十七日、故長尾興志治氏の遺志として)
五、八七七円
▼中村義一さん 【黒川】
(一月九日、故中村マサ氏の遺志として)
三〇、〇〇〇円
▼秋山登さん 【折戸】
(一月十日、故秋山ハツ子氏の遺志として)
一〇〇、〇〇〇円
▼今井康さん 【米】
(一月十五日、故今井真澄氏の遺志として)
一〇〇、〇〇〇円

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

図画

「木からとび立つくわがた」

詩

「雪」

書

「世界」



小田倉小学校一年 鈴木裕太

担任の武井浩美
先生から一言



小田倉小学校三年
月岡真親香

冬になると、
空から白い小さなものが
ふつてくる。

その白い小さなものが、
ふつてくると
村じゅうまっ白になる。
その白いものはね……雪。
空からふつてくる、
白い小さな、
ベンキ屋さん。

白い小さなベンキ屋さんは、
子どもたちを、
よろこばせる
ふしぎな、
ベンキ屋さん。

担任の加藤真由美先生から一言



五十嵐夏奈



小田倉小学校五年
五十嵐夏奈

担任の小石澤善昭先生から一言

文字の中心と行の中心をきちんとそろえて書かれています。また、始筆から終筆までとても力強く書かれていてすばらしい字です。

冬の訪れとともに降る雪が真親香ちゃんは大好きです。その雪を、白い小さなベンキ屋さんに見立てて、すてきな詩ができました。



西郷村押絵クラブ

○代表者 田村アイ子 ☎(二五一〇七四三)

○練習日 毎週火曜日

午前九時三十分～午後三時

○場所 西郷村文化センター

鳥山の和紙で、静物・人物・花物・羽子板・風景など自分の好きな作品を心に潤いを持ちながら制作しています。

色とりどりの和紙を自分の思いのままに貼り合わせ、押絵独自の作品に仕上げます。

村の美術展、文化祭などにも出展しています。

国体前のリハーサル大会、そして国体時に記念品として選手の皆さんに贈呈しました。

サークル入会に年齢制限はありません。いつでも仲間に入れますよ。



お達者さん登場 ②

◇プロフィール

☆渡辺カツエさん

☆明治38年1月4日生(97歳)

☆鶴生字由井ヶ原370

☆趣味「手芸」「ゲートボール」



◇思い出

終戦後の昭和21年に山形県から一家8人で西郷村に来て、昼夜を問わず働き3年がかりで5町歩の畑を開墾しました。

◇私の大切な物

手芸クラブで作成した数ある作品中の3点



◇健康の秘訣

牛乳を毎日欠かさず飲み、魚や野菜中心の食事を心がけ、冬以外は毎日外に出て、草むしりなどをして体を動かしています。